

公益財団法人東京都道路整備保全公社建設工事等指名競争入札参加者指名基準

第1 目 的

この基準は、公益財団法人東京都道路整備保全公社財務規則（以下「財務規則」という。）第86条の規定に基づき、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計・測量・地質調査の委託契約をいう。）の指名競争入札に参加する者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札参加有資格者…公社入札参加資格で定める建設工事等競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (2) 発注工事等…発注しようとする工事の請負契約及び設計・測量・地質調査の委託契約をいう。
- (3) 既発注工事等…既に発注した工事の請負契約及び設計・測量・地質調査の委託契約をいう。
- (4) 等級及び順位…東京都の競争入札参加資格者名簿に登録された競争入札参加資格者の等級及び順位をいう。
- (5) 等級格付工事…等級に区分する工事をいう。
- (6) 順位格付工事…等級格付工事以外の工事をいう。

第3 指名の判断事項

指名する場合は、競争入札参加有資格者の中から次の各号を調査の上、第4により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 公社における指名及び受注の状況
- (3) 公社における工事等の実績の有無
- (4) 官公庁工事等の実績の有無
- (5) 既発注工事等の施工等成績
- (6) 発注工事等に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- (7) 発注工事施工等についての技術的適性
- (8) 発注工事等の内容に適した専門性

第4 指名方法

1 指名する場合の一般的基準は次のとおりとする。

- (1) 等級格付工事においては、等級格付工事対応等級表（別表）に掲げる工事の種類及

び予定価格の区分に応じ、同表等級欄に定められた等級に格付けされたものから指名する。

(2) 順位格付工事においては、発注工事の予定価格に応じて順位がおおむね上位、中位又は下位にある者のうちから指名する。

2 1の基準を満たす者のうち、次の各号の一に該当する者は、他の者に優先して指名することができる。

(1) 発注工事の施工場所付近に営業所を有する者

(2) 発注工事と同種の工事を専業とする者

(3) 既発注工事の施工成績が優秀な者

(4) 発注工事が道路舗装工事、一般土木工事であって、次の一の工事が発注工事と同一業種でかつ関連する場合における同工事の施工者

ア 最近3年間における施工済の既発注工事

イ 施工中の既発注工事、官公庁工事及び民間工事

3 次の各号の一に該当する場合は、当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる。

(1) 2の各号の一に該当する者であるとき。

(2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する工事の種類ごとの金額に応ずる等級区分の上限に近い工事であるとき。

4 次の各号の一に該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

(1) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。

(2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。

5 次の各号の一に該当する場合は、当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる。

(1) 2の各号の一に該当する者であるとき。

(2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する工事の種類ごとの金額に応ずる等級区分の下限に近い工事であるとき。

6 設計・測量・地質調査の委託契約の指名競争入札を行う場合は、発注委託業務と同一業種である既発注委託業務の履行成績が優秀な者を他の者に優先して指名することができる。

7 財務規則第86条第1項第1号及び第2号で定める契約は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高度の技術を要する契約とは、工事主管部長及び工事主管課長が契約担当者と協議のうえ決定した案件とする。

(2) 希望者数が少ない契約とは、中止や不調等により一度落札に至らなかった案件とする。

第5 指名の制限

財務規則85条で定めるもののほか、次の各号の一に該当する者は指名することができない。

- (1) 公社競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に規定する指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- (2) 関係行政機関等からの情報により不適切であることが明確である者
- (3) 経営状況が著しく不健全である者
- (4) 不誠実な行為がある者
- (5) その他指名することが不適切と認められる者

第6 指名業者数

公社指名業者選定委員会設置要綱に規定する業者数を指名する。

別表 等級格付工事対応等級表

1 舗装工事（道路舗装工事）

等級	予定価格
A	2億円以上
B	8千万円以上 2億円未満
C	3千万円以上 8千万円未満
D	7百万円以上 3千万円未満
E	7百万円未満

2 土木工事

等級	予定価格
A	3億5千万円以上
B	1億6千万円以上 3億5千万円未満
C	4千万円以上 1億6千万円未満
D	1千万円以上 4千万円未満
E	1千万円未満

3 建築工事

等級	予定価格
A	4億4千万円以上
B	2億2千万円以上 4億4千万円未満
C	6千万円以上 2億2千万円未満
D	1千6百万円以上 6千万円未満
E	1千6百万円未満

4 設備工事

等級	予定価格
A	5千5百万円以上
B	1千8百万円以上 5千5百万円未満
C	6百万円以上 1千8百万円未満
D	6百万円未満

<注意>

- 1 発注工事の難易度等によって予定価格に対する格付が変わる場合がある。
- 2 金額は税込みである。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から施行し、平成26年12月15日以後に発注予定公表を行う工事案件から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。